平成２６年（フ）第２１９号
仙台市太白区金剛沢１丁目21番３号
債務者　松崎記美代
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目19番地の29
債務者　三上　清和
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
仙台市若林区大和町５丁目６番３―207号
債務者　藤原　　恵
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
仙台市青葉区桜ケ岡公園４番１―1604号
債務者　永淵くに子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
秋田市横森１丁目17番17号６
債務者　髙橋　敏行
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
秋田県山本郡三種町下岩川字達子１番地　近藤博美方、住民票上の住所秋田県潟上市飯田川下虻川字屋敷46番地
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７０号
秋田市南通築地２番６号　秋田わかばハイム502
債務者　粟野　美紀（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１号
秋田市新屋表町13番22号
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５号
福島県いわき市常磐下湯長谷町道下62番地
債務者　田中　四郎（旧姓猪狩）
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１０号
茨城県神栖市大野原中央４丁目４番47号第21平成コーポ101
債務者　佐川　隆史
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１５号
茨城県鹿嶋市神野３丁目５番20号　富士見荘１
債務者　野口　博幸
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１９号
茨城県鹿嶋市平井南52番地　県営鹿島アパート３―３―５
債務者　榊原　康人
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第２０号
茨城県鹿嶋市平井南52番地　県営鹿島アパート３―３―５
債務者　榊原実佳子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第２３号
茨城県鹿嶋市高天原１丁目５番29号
債務者　平野浩一郎
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第４３号
茨城県古河市古河143番地３　クレイン古河ハイツ101号
債務者　櫻井　秀雄
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２９５号
千葉県市原市西国分寺台１丁目15番地６　シンハイツＡ102
債務者　金丸　宜輝
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９６号
千葉県市原市西国分寺台１丁目15番地６　シンハイツＡ102
債務者　金丸　京子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係